

## 地域子供の未来応援交付金交付要綱

平成 28 年 2 月 9 日  
内閣総理大臣決定

最終改正 令和 3 年 3 月 26 日

### (通則)

第 1 条 地域子供の未来応援交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第 2 条 交付金は、都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）（以下「市町村等」という。）が、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年 11 月 29 日閣議決定）等の実効性を高めるため、地域の実情を踏まえ、各種施策を組み合わせるなど創意工夫を凝らし、子供たちと「支援」を実際に結びつける事業を実施する過程を通じて、関係機関等による連携を深化し、地域における総合的な支援体制を確立（地域ネットワーク形成）する取組を支援することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第 3 条 内閣総理大臣は、平成 28 年 9 月 8 日付け府政共生第 1087 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）通知の別紙「子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施要領」（以下「実施要領」という。）別記により市町村等が行う事業（以下「補助事業」という。なお、補助事業のうち、都道府県が行う事業を「都道府県事業」、市町村が行う事業を「市町村事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として内閣総理大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 補助対象経費の区分、基準額、対象経費及び補助率は別添 1 及び別添 2 のとおりとする。

3 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

(1) 第 1 項に掲げる都道府県事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

ア 別添 1 の表の第 1 欄に定める区分ごとに、第 4 欄に定める基準額により算定した基準額と、第 2 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ アにより算出された区分ごとの額を合算する。

ウ 別添2の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額により算定した都道府県事務費を合算する。

(2) 第1項に掲げる市町村事業に対する交付金は、次により算出するものとする。

ア 別添1の表の第1欄に定める区分ごとに、第4欄に定める基準額により算定した基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して最も少ない額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ アにより算出された区分ごとの額を合算する。

(申請手続)

第4条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は、別紙様式第1による申請書を別途定める日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。）の長は、別紙様式第2による申請書を、別途定める日までに都道府県知事に提出しなければならない。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、必要な調整を行った上で取りまとめ、別紙様式第3を別途定める日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

ウ 指定都市の長は、別紙様式第2による申請書を別途定める日までに内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税額等控除仕入税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 内閣総理大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、別紙様式第4による交付金交付決定通知書を市町村等の長に送付するものとする。

2 前項の場合において、交付申請者が市町村（指定都市を除く。）の長であるときは、都道府県知事を経由し、送付するものとする。

（申請の取下げ）

第6条 市町村等の長は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合において、取下げの申請者が市町村（指定都市を除く。）の長であるときは、都道府県知事を経由するものとする。

（契約等）

第7条 市町村等の長は補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

（変更申請手続）

第8条 市町村等の長は、交付決定後に申請の内容を変更（ただし、交付金対象事業の目的等に関係がない実施計画の細部の変更であると認める場合を除く。なお、事業費から都道府県事務費への流用は認めない。）する場合は、あらかじめ内閣総理大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 第4条の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「交付」とあるのは「変更交付」と、同条第1項(1)中「別紙様式第1」とあるのは「別紙様式第5」と、同条同項(2)ア及びウ中「別紙様式第2」とあるのは「別紙様式第6」と、同条同項(2)イ中「別紙様式第3」とあるのは「別紙様式第7」と、同条第2項中「交付申請」とあるのは「変更交付申請」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣は第1項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 市町村等の長は、補助事業を中止又は廃止する場合は、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第10条 市町村等の長は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに内閣総理大臣に報告

し、その指示を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、届出者が市町村（指定都市を除く。）の長であるときは、第6条第2項の規定を準用する。

（状況報告）

第11条 市町村等の長は、補助事業の遂行及び支出状況について内閣総理大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式第8による状況報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、報告者が市町村（指定都市を除く。）の長であるときは、第6条第2項の規定を準用する。

（実績報告）

第12条 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県事業

都道府県知事は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第9の報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(2) 市町村事業

ア 市町村（指定都市を除く。）の長は、別紙様式第10を関係書類とともに、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、必要な調整を行い、取りまとめの上、別紙様式第11により関係書類を添えて、翌年度の4月10日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）までに内閣総理大臣に提出するものとする。

ウ 指定都市の長は、補助事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日（第9条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第10の報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

（交付金の額の確定等）

第13条 内閣総理大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、市町村等の長に通知する。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村（指定都市を除く。）の長であるときは、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 内閣総理大臣は、市町村等に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
- 4 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第14条 市町村等の長は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第12により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、交付金事業者が市町村（指定都市を除く。）の長であるときは、第6条第2項の規定を準用する。
- 3 内閣総理大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 4 前項の返還については、前条第4項の規定を準用する。

（交付金の支払）

第15条 交付金は、第13条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 市町村等の長は、前項の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、別紙様式第13による概算払請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。
- 3 前項の場合において、申請者が市町村（指定都市を除く。）の長であるときは、第6条第2項の規定を準用する。

（交付決定の取消し等）

第16条 内閣総理大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 市町村等の長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合

- (2) 市町村等の長が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 市町村等の長が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 内閣総理大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 内閣総理大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 13 条 4 項の規定を準用する。

#### (財産の管理等)

第 17 条 市町村等の長は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### (財産の処分の制限)

第 18 条 取得財産等のうち適正化令第 13 条第 4 号の規定により内閣総理大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、内閣総理大臣が定める期間とする。

3 市町村等の長は前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第 2 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

#### (交付金の経理)

第 19 条 市町村等の長は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 市町村等の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付金調書)

第20条 市町村等の長は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別紙様式第14による調書を作成しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成28年9月8日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年2月1日から施行する。

この要綱の施行前に、改正前の地域子供の未来応援交付金交付要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の一部改正は、平成31年2月7日から施行する。

この要綱の施行前に、改正前の地域子供の未来応援交付金交付要綱に基づき交付決定を受けた事業・区分については、なお従前の例による。

附 則

この要綱の一部改正は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年3月5日から施行する。

この要綱の施行前に、改正前の地域子供の未来応援交付金交付要綱に基づき交付決定を受けた事業・区分については、なお従前の例によるとともに、その事業実績報告については、従前の様式により行うものとする。

附 則

この要綱の一部改正は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年3月4日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成30年3月26日から施行する。

この要綱の施行前に、改正前の地域子供の未来応援交付金交付要綱に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。



(別添1)

## 補助対象経費の区分及び補助率

1 区分	2 対象経費	3 実施主体	4 補助基準額	5 補助率		
				国	都道府県	市町村
(1)①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定 ※補助基準額は、(1)①②を合算したものとします	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費	市町村	3,000千円	1/2	-	1/2
		都道府県 (特例承認)	3,000千円 又は 内閣総理大臣が必要と認めた額 (ただし、上限額は10,000千円とする。)	1/2	1/2	-
(2)①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業 ※補助基準額は、(2)①②を合算したものとします	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費 (軽微なものに限る)	市町村 (指定都市を除く)	8,000千円 (ただし、③研修事業を単独で実施する場合は1,500千円とし、(2)①又は②に併せて実施する場合は上記に1,500千円を加えた額とする。)	1/2	-	1/2
		都道府県 指定都市	標準型 (各地域レベル) 8,000千円 中核型 (広域圏レベル) 10,000千円 全域型 (全域圏レベル) 15,000千円 (ただし、③研修事業を単独で実施する場合は3,000千円とし、(2)①又は②に併せて実施する場合は上記それぞれに3,000千円を加えた額とする。)	1/2	1/2	-
(3)つながりの場づくり緊急支援事業	事業実施に必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料、委託費、備品費、改修費 (軽微なものに限る)	都道府県 市町村	委託団体あたり 1,250千円	3/4	1/4	

1 区分	2 対象経費	3 実施主体	4 補助基準額	5 補助率
都道府県事務費	市町村事業の取りまとめに必要な報酬、給料、職員手当等、保険料、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、雑役務費、借料	都道府県	(別添2)において定める額	定額

(別添2)

都道府県事務費の補助基準額

1 第4条第1項(2)イ、第8条第2項、第12条第1項(2)イの規定により取りまとめる市町村の数 (注)	2 補助基準額
1以上2以下	1市町村当たり 56千円
3以上4以下	1市町村当たり 84千円
5以上9以下	1市町村当たり 98千円
10以上	1市町村当たり 112千円

(注) 1の市町村が複数の区分(別添1の表第1欄に定める区分をいう。)の事業を実施した場合においては、都道府県が取りまとめる市町村の数は、1とする。

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事

地域子供の未来応援交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

金

千円

2 添付書類

- (1) 地域子供の未来応援交付金所要額調（様式1）
- (2) 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（様式2-1）
- (3) 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（様式2-2）
- (4) 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（都道府県事務費）（様式2-3）
- (5) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

地域子供の未来応援交付金所要額調

	区分 A	総事業費 B 円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D(B-C) 円	基準額 E 円	交付金算定 基礎額 F 円	交付金所要額 G 円	備 考
(都道府県名)	(1)							
	(2)							
	(3)							
	都道府県事務費							
	合計							

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。  
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。(都道府県事務費を除く)

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表

都道府県名

区 分	概 要	交付金所要額
1 ①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定		円
2 ①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業		円
3 つながりの場づくり緊急支援事業		円
4 都道府県事務費		円
(合 計)		円

(注)

- 1 都道府県事業について、全て記入すること。
- 2 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 3 「交付金所要額」には、都道府県事業の計画の交付金所要額を記入すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書

都道府県名 \_\_\_\_\_

区分・事業名							
事業の趣旨・目的							
実施期間	年 月 日 ~			年 月 日			
交付金所要額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
		旅費		消耗品費		印刷製本費	
		会議費		通信運搬費		雑役務費	
		借料		委託費		備品費	
		改修費 (軽微なものに限る)					
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)		
	基準額(E)		交付金算定基礎額(F)				
補助率		交付金所要額(G)					
地域の実情と課題							
計画策定状況	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画策定の有無	①計画有 (計画期間: 年度~ 年度) ②計画無 (策定予定有: 年度) ③計画無 (策定未定)				の中から選択	
事業内容	【事業の概要】  【スケジュール】  【積算内訳】  【今後の予定】						
事業の成果目標							

(注)

- 「事業実施計画」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。ただし、都道府県事務費については、別紙様式第1様式2-3を作成すること。
- 「交付金所要額」には、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1の1及び2を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の所要見込額及びその積算内訳も適宜記入すること。また、区分(2)①の「子供等支援事業」だけを実施する場合は、実施要領別記第2の2ウ(イ)の「既存の連携体制の整備状況」についても記入すること。
- 「事業の成果目標」には、事業によって達成すべき定量的な目標を記入すること。(区分(2)の事業を対象とするが、②の「連携体制整備」だけを実施する場合は除く。)
- 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（都道府県事務費）

都道府県名 \_\_\_\_\_

交 付 金 所 要 額	とりまとめる市町村の数 (A)	市町村
	1市町村当たりの補助基準額 (B)	千円
	補助基準額 (C(A×B))	千円
	総事業経費 (D)	千円
		交付金所要額 (C及びDを比較して最も少ない額)
地域の実情と課題		
都道府県事務費使		

(注)

- 1 「都道府県事務費使途」は、都道府県内の市町村における子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業のとりまとめを行う上で必要な事務費の使途に限り、記載すること。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

別紙様式第2

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

指定都市の長 }  
市町村の長 }

地域子供の未来応援交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

金

千円

2 添付書類

- (1) 地域子供の未来応援交付金所要額調（様式1）
- (2) 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（様式2-1）
- (3) 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（様式2-2）
- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本



### 地域子供の未来応援交付金所要額調

都道府県名 \_\_\_\_\_

	区分 A	総事業費 B 円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D(B-C) 円	基準額 E 円	交付金算定 基礎額 F 円	交付金所要額 G 円	備 考
( )市・町・村	(1)	円	円	円	円	円	円	
	(2)	円	円	円	円	円	円	
	(3)	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。  
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表

都道府県名 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

区 分	概 要	交付金所要額
1 ①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定		円
2 ①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業		円
3 つながりの場づくり緊急支援事業		円
(合 計)		円

(注)

- 1 市町村事業について、全て記入すること。
- 2 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 3 「交付金所要額」には、市町村事業の計画の交付金所要額を記入すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書

都道府県名 \_\_\_\_\_

市 町 村 名 ( ) 市 町 村				
区 分 ・ 事 業 名				
事業の趣旨・目的				
実 施 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日				
交 付 金 所 要 額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等	保険料	諸謝金
		旅費	消耗品費	印刷製本費
		会議費	通信運搬費	雑役務費
		借料	委託費	備品費
		改修費 (軽微なものに限る)		
	総事業費(B)	寄付金その他の収入額(C)	差引額(D)	
	基準額(E)	交付金算定基礎額(F)		
補助率	交付金所要額(G)			
地域の実情と課題				
計 画 策 定 状 況	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画策定の有無	①計画有 (計画期間: 年度~ 年度) ②計画無 (策定予定有: 年度) ③計画無 (策定未定)	の中から選択	
事業内容	【事業の概要】  【スケジュール】  【積算内訳】  【今後の予定】			
事業の成果目標				

(注)

- 「事業実施計画」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。
- 「交付金所要額」には、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。
- 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1の1及び2を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の所要見込額及びその積算内訳も適宜記入すること。また、区分(2)①の「子供等支援事業」だけを実施する場合は、実施要領別記第2の2ウ(イ)の「既存の連携体制の整備状況」についても記入すること。
- 「事業の成果目標」には、事業によって達成すべき定量的な目標を記入すること。（区分(2)の事業を対象とするが、②の「連携体制整備」だけを実施する場合は除く。）
- 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事

地域子供の未来応援交付金の申請のとりまとめについて

標記について、市町村（指定都市を除く。）の申請をとりまとめたことから、関係書類を添えて送付する。

添付書類

- 1 地域子供の未来応援交付金所要額調（様式1）
- 2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（様式2）
- 3 市町村分「地域子供の未来応援交付金の交付申請について（別紙様式第2）」

地域子供の未来応援交付金所要額調

都道府県名

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	交付金算定基礎額	交付金所要額	備 考
A	B 円	C 円	D(B-C) 円	E 円	F 円	G 円	
市町村事業合計							
(1)(市町村名) (小計)							
(1)							
(2)							
(3)							
(2)(市町村名) (小計)							
(1)							
(2)							
(3)							
(3)(市町村名) (小計)							
(1)							
(2)							
(3)							
(4)(市町村名) (小計)							
(1)							
(2)							
(3)							

- (注) 1 A欄については、市町村別に交付要綱別添1にいう区分及び小計の金額を記入し、取りまとめた市町村事業の合計金額を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。  
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表

都道府県名

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施者	事業一覧			(合計額)
	1 ①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定	2 ①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業	3 つながりの場づくり緊急支援事業	
( )市・町・村				/
交付金所要額	円	円	円	円
( )市・町・村				/
交付金所要額	円	円	円	円
( )市・町・村				/
交付金所要額	円	円	円	円
( )市・町・村				/
交付金所要額	円	円	円	円

(注)

- 1 市町村事業について、全て記入すること。
- 2 「事業一覧」には、別紙様式第2様式2-2各事業実施計画書に記載した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 3 「交付金所要額」には、市町村事業の計画の交付金所要額を記入すること。

地域子供の未来応援交付金交付決定通知書

(都道府県名) }  
(指定都市名) }  
(市町村名) }

年 月 日付け 番 号 で申請のあった地域子供の未来応援交付金については、補助金等に  
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）  
第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第 8 条の規  
定により通知する。

年 月 日

内閣総理大臣 氏 名

1 交付金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、「地域子供の未来応援交付  
金交付要綱」（平成 28 年 2 月 9 日内閣総理大臣決定。以下「交付要綱」という。）第 3 条  
に定める事業であり、その内容は上記申請書記載のとおりである。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更され  
た場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところ  
によるものとする。

事業に要する経費	金	千円
交付金の額	金	千円

3 交付金の額の確定は、交付要綱第 3 条に定める交付額の算定方法により行うものである。

4 事業に係る事業実績報告は、交付要綱第 12 条に定めるところにより行わなければならない。  
い。

5 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第 9 条第 1 項の規定  
による申請の取下げをすることができる期限は、年 月 日とする。

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事

## 地域子供の未来応援交付金の変更交付申請について

年 月 日付け 番 号 で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- |   |                               |   |    |
|---|-------------------------------|---|----|
| 1 | 今回追加交付（一部取消）申請額               | 金 | 千円 |
|   | 〔 内訳 交付金既交付決定額<br>変更後交付金所要額 〕 | 金 | 千円 |
|   |                               | 金 | 千円 |

	交付金既交付 決定額（A）	変更後交付金 所要額（B）	今回追加交付（一部 取消）申請額 （B）－（A）
地域子供の未来応援 交付金	千円	千円	千円

## 2 変更を必要とする理由

## 3 添付書類

- (1) 地域子供の未来応援交付金所要額調（変更申請）（様式1）
- (2) 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（変更申請）（様式2-1）
- (3) 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（変更申請）（様式2-2）
- (4) 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業計画書（都道府県事務費）（変更申請）（様式2-3）
- (5) 歳入歳出予算書（見込書）抄本



## 地域子供の未来応援交付金所要額調(変更申請)

	区分	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	基準額	交付金算定 基礎額	交付金所要額	交付金既交付 決定額	差額	備 考
	A	B	C	D(B-C)	E	F	G	H	I(G-H)	
(都道府県名)	(1)	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(2)	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(3)	円	円	円	円	円	円	円	円	
	都道府県事務費	円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1という区分を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。  
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。(都道府県事務費を除く)

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（変更申請）

都道府県名

区 分	概 要	交付金所要額	交付金既交付決定額	差額
1	①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定	円	円	円
2	①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業	円	円	円
3	つながりの場づくり緊急支援事業	円	円	円
4	都道府県事務費	円	円	円
（合 計）		円	円	円

（注）

- 1 都道府県事業について、全て記入すること。
- 2 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 3 「交付金所要額」には、変更申請する都道府県事業の計画の交付金所要額を記入すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（変更申請）

都道府県名 \_\_\_\_\_

区分・事業名	変更			
事業の趣旨・目的				
実施期間	年 月 日 ~		年 月 日	
交付金所要額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等	保険料	諸謝金
		旅費	消耗品費	印刷製本費
		会議費	通信運搬費	雑役務費
		借料	委託費	備品費
		改修費 (軽微なものに限る)		
	総事業費(B)	寄付金その他の収入額(C)	差引額(D)	
	基準額(E)	交付金算定基礎額(F)		
	補助率	交付金所要額(G)		
		既交付金所要額(H)		
		差額(I)		
地域の実情と課題				
計画策定状況	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画策定の有無	①計画有 (計画期間：年度～年度) ②計画無 (策定予定有：年度) ③計画無 (策定未定)	の中から選択	
事業内容(変更内容は明記)	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【積算内訳】</p> <p>【今後の予定】</p>			
事業の成果目標				

(注)

- 「事業実施計画」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。ただし、都道府県事務費については、別紙様式第1様式2-3を作成すること。
- 「交付金所要額」には、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。
- 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1の1及び2を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の所要見込額及びその積算内訳も適宜記入すること。また、区分(2)①の「子供等支援事業」だけを実施する場合は、実施要領別記第2の2ウ(i)の「既存の連携体制の整備状況」についても記入すること。
- 「事業の成果目標」には、事業によって達成すべき定量的な目標を記入すること。（区分(2)の事業を対象とするが、②の「連携体制整備」だけを実施する場合は除く。）
- 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（都道府県事務費）（変更申請）

都道府県名 \_\_\_\_\_

交付金所要額	とりまとめる市町村の数 (A)	市町村	
	1市町村当たりの補助基準額 (B)	千円	
	補助基準額 (C(A×B))	千円	
	総事業経費 (D)	千円	
		交付金所要額	
		既交付決定額	
		差額	
地域の実情と課題			
都道府県事務費使			

(注)

- 1 「都道府県事務費使途」は、都道府県内の市町村における子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業のとりまとめを行う上で必要な事務費の使途に限り、記載すること。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

内 閣 総 理 大 臣 殿

指定都市の長 }  
市町村の長 }

地域子供の未来応援交付金の変更交付申請について

年 月 日付け 番 号 で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- |   |                 |           |      |
|---|-----------------|-----------|------|
| 1 | 今回追加交付（一部取消）申請額 | 金         | 千円   |
|   | 〔内訳〕            | 交付金既交付決定額 | 金 千円 |
|   |                 | 変更後交付金所要額 | 金 千円 |

	交付金既交付決定額 (A)	変更後交付金所要額 (B)	今回追加交付（一部取消）申請額 (B) - (A)
地域子供の未来応援交付金	千円	千円	千円

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 地域子供の未来応援交付金所要額調（変更申請）（様式1）
- (2) 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（変更申請）（様式2-1）
- (3) 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（変更申請）（様式2-2）
- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本

## 地域子供の未来応援交付金所要額調(変更申請)

都道府県名

	区分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	交付金算定基礎額	交付金所要額	交付金既交付決定額	差額	備考
	A	B	C	D(B-C)	E	F	G	H	I(G-H)	
( )市・町・村	(1)	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(2)	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(3)	円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。  
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（変更申請）

都道府県名 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

区 分	概 要	交付金所要額	交付金既交付決定額	差額
1	①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定	円	円	円
2	①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業	円	円	円
3	つながりの場づくり緊急支援事業	円	円	円
(合 計)		円	円	円

(注)

- 1 市町村事業について、全て記入すること。
- 2 「事業一覧」には、各事業実施計画書に記入した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 3 「交付金所要額」には、変更申請する市町村事業の計画の交付金所要額を記入すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画書（変更申請）

都道府県名

市 町 村 名	( ) 市 町 村						
区 分 ・ 事 業 名	変更						
事業の趣旨・目的							
実 施 期 間	年 月 日 ~			年 月 日			
交 付 金 所 要 額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
		旅費		消耗品費		印刷製本費	
		会議費		通信運搬費		雑役務費	
		借料		委託費		備品費	
		改修費 (軽微なものに限る)					
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)		
	基準額(E)		交付金算定基礎額(F)				
	補助率		交付金所要額(G)				
		既交付金所要額(H)					
		差額(I)					
地域の実情と課題							
計 画 策 定 状 況	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画策定の有無	①計画有 (計画期間：年度～年度) ②計画無 (策定予定有：年度) ③計画無 (策定未定)		の中からの選択			
事業内容(変更内容は明記)	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【積算内訳】</p> <p>【今後の予定】</p>						
事業の成果目標							

(注)

- 「事業実施計画」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。
- 「交付金所要額」には、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画の対象経費支出予定額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1の1及び2を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の所要見込額及びその積算内訳も適宜記入すること。また、区分(2)①の「子供等支援事業」だけを実施する場合は、実施要領別記第2の2ウ(イ)の「既存の連携体制の整備状況」についても記入すること。
- 「事業の成果目標」には、事業によって達成すべき定量的な目標を記入すること。(区分(2)の事業を対象とするが、②の「連携体制整備」だけを実施する場合は除く。)
- 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。



番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事

地域子供の未来応援交付金の申請のとりまとめについて

標記について、市町村（指定都市を除く。）の変更交付申請をとりまとめたことから、関係書類を添えて送付する。

添付書類

- 1 地域子供の未来応援交付金所要額調（変更申請）（様式1）
- 2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（変更申請）（様式2）
- 3 市町村分「地域子供の未来応援交付金の変更交付申請について（様式第6）」

地域子供の未来応援交付金所要額調(変更申請)

都道府県名

区 分	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	交付金算定基準額	交付金所要額	交付金既交付額	差額	備 考
A	B	C	D(B-C)	E	F	G	H	I(G-H)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
市町村事業合計									
(1)(市町村名) (小計)									
(1)									
(2)									
(3)									
(2)(市町村名) (小計)									
(1)									
(2)									
(3)									
(3)(市町村名) (小計)									
(1)									
(2)									
(3)									
(4)(市町村名) (小計)									
(1)									
(2)									
(3)									

- (注) 1 A欄については、市町村別に交付要綱別添1にいう区分別及び小計の金額を記入し、取りまとめた市町村事業の合計金額を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 金額がない場合には「0」を記入すること。  
 7 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画総括表（変更申請）

都道府県名 \_\_\_\_\_

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施者	事業一覧			( 合 計 額 )
	1 ①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定	2 ①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業	3 つながりの場づくり緊急支援事業	
( )市・町・村				
交付金所要額	円	円	円	円
交付金既交付決定額	円	円	円	円
差額	円	円	円	円
( )市・町・村				
交付金所要額	円	円	円	円
交付金既交付決定額	円	円	円	円
差額	円	円	円	円
( )市・町・村				
交付金所要額	円	円	円	円
交付金既交付決定額	円	円	円	円
差額	円	円	円	円
( )市・町・村				
交付金所要額	円	円	円	円
交付金既交付決定額	円	円	円	円
差額	円	円	円	円

(注)

- 市町村事業について、全て記入すること。
- 「事業一覧」には、別紙様式第6様式2-2各事業実施計画書に記載した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 「交付金所要額」には、変更申請する市町村事業の計画の交付金所要額を記入すること。

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事 }  
指定都市の長 }  
市町村の長 }

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業状況報告について

年 月 日付け 番 号 をもって報告を求められた〇〇事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（注）

- 1 「事業の遂行状況」については、本交付金の補助対象事業の実施状況のみの記入で差し支えない（既存事業や他の補助金等を活用した事業に関する状況の記入は要しない。）。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない。また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事

地域子供の未来応援交付金の事業実績報告について

年 月 日付け 番 号 で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 地域子供の未来応援交付金精算書（様式1）
- 2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告総括表（様式2-1）
- 3 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告書（様式2-2）
- 4 支給実績内訳書（様式2-3）
- 5 子どもの未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告書（都道府県事務費）（様式2-4）
- 6 歳入歳出決算（見込）書抄本

地域子供の未来応援交付金精算書

	区分 A	総事業費 B 円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D(B-C) 円	基準額 E 円	交付金算定 基準額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 既交付決定額 H 円	交付金額 I 円	交付金 受入済額 J 円	差引過不足額 J-I		備考
											超過額 K 円	不足額 L 円	
都道府県名	(1)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(2)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(3)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	都道府県事務費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1にいう区分を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 I欄には、G欄及びH欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 7 金額がない場合には「0」を記入すること。  
 8 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。(都道府県事務費を除く)

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告総括表

都道府県名

区 分	概 要	実 績 額
1 ①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定		( 円) 円
2 ①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業		( 円) 円
3 つながりの場づくり緊急支援事業		( 円) 円
4 都道府県事務費		( 円) 円
	(合 計)	( 円) 円

- 1 都道府県事業について、全て記入すること。
- 2 「概要」には、各実施報告書に記載した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 3 「実績額」には、都道府県事業の個別事業の交付金所要額を記入すること。交付金所要額が既交付決定額を上回る場合は、既交付決定額を上段括弧書きすること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告書

都道府県名 \_\_\_\_\_

区分・事業名							
事業の趣旨・目的							
実施期間	年 月 日 ~			年 月 日			
実績額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
		旅費		消耗品費		印刷製本費	
		会議費		通信運搬費		雑役務費	
		借料		委託費		備品費	
		改修費 (軽微なものに限る)					
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)		
	基準額(E)		交付金所要額(F)		既交付決定額(H)		
補助率		交付金額(J)					
地域の実情と課題							
計画策定状況	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画策定の有無	①計画有 (計画期間: 年度~ 年度) ②計画無 (策定予定有: 年度) ③計画無 (策定未定)		の中から選択			
事業内容	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【積算内訳】</p> <p>【今後の予定】</p>						
事業の成果目標の達成状況							

(注)

- 「事業実施報告」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。ただし、都道府県事務費については、別紙様式第9様式2-3を作成すること。
- 「実績額」には、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画の対象経費支出額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(精算書等)を添付すること。
- 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1の1及び2を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の支出額及びその積算内訳も適宜記入すること。また、区分(2)①の「子供等支援事業」だけを実施した場合は、実施要領別記第2の2ウ(イ)の「既存の連携体制の整備状況」についても記入すること。
- 「事業の成果目標の達成状況」には、事業の成果目標を踏まえた達成状況を記入すること。(区分(2)の事業を対象とするが、②の「連携体制整備」だけを実施する場合は除く。)
- 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。



# 支 給 実 績 内 訳 書

1. 地方公共団体名 : \_\_\_\_\_

2. 区 分 : \_\_\_\_\_

3. 交付対象事業名 : \_\_\_\_\_

4. 交付対象事業等に要した費用及びその内訳

経費区分	事業費		備 考
	計画額 (円)	実績額 (円)	
報酬、給料、 職員手当等			
保険料			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
雑役務費			
借料			
委託費			
備品費			
合計	0	0	

5. 理由付記欄 (流用や計画と比較して著しく増減した費目がある場合等の理由)

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告書（都道府県事務費）

都道府県名 \_\_\_\_\_

実績額	事業額内訳		報酬、給料、職員手当等		保険料		諸謝金	
			旅費		消耗品費		印刷製本費	
			会議費		通信運搬費		雑役務費	
			借料					
	総事業費(B)		寄付金その他の収入額(C)		差引額(D)			
	基準額(E)		交付金所要額(F)		既交付決定額(H)			
	補助率		交付金額(J)					
地域の実情と課題								
都道府県事務費使								

(注)

- 1 「都道府県事務費使途」は、都道府県内の市町村における子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業のとりまとめを行った際の事務費の使途に限り、記載すること。
- 2 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

指定都市の長 }  
市町村の長 }

地域子供の未来応援交付金の事業実績報告について

年 月 日付け 番 号 で交付決定を受けた標記交付金に係る事業実績について、  
次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 地域子供の未来応援交付金精算書（様式1）
- 2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告総括表（様式2-1）
- 3 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告書（様式2-2）
- 4 支給実績内訳書（様式2-3）
- 5 歳入歳出決算（見込）書抄本

地域子供の未来応援交付金精算書

都道府県名

	区分 A	総事業費 B 円	寄付金その他の 収入額 C 円	差引額 D(B-C) 円	基準額 E 円	交付金算定 基準額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 既交付決定額 H 円	交付金額 I 円	交付金 受入済額 J 円	差引過不足額 J-I		備考
											超過額 K 円	不足額 L 円	
市町村名	(1)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(2)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	(3)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	合計	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 A欄には、交付要綱別添1という区分を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 I欄には、G欄及びH欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 7 金額がない場合には「0」を記入すること。  
 8 既に交付決定済みの区分がある場合には、備考欄に年度及び区分を記載すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告総括表

都道府県名 \_\_\_\_\_

市町村名 \_\_\_\_\_

区 分	概 要	実 績 額
1 ①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定		( 円) 円
2 ①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業		( 円) 円
3 つながりの場づくり緊急支援事業		( 円) 円
	(合 計)	( 円) 円

- 1 市町村事業について、全て記入すること。
- 2 「概要」には、各実施報告書に記載した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 3 「実績額」には、市町村事業の個別事業の交付金所要額を記入すること。交付金所要額合計が既交付決定額を上回る場合は、既交付決定額を上段括弧書きすること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告書

都道府県名 \_\_\_\_\_

市 町 村 名 ( ) 市 町 村				
区 分 ・ 事 業 名				
事業の趣旨・目的				
実 施 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日				
実 績 額	事業額内訳	報酬、給料、職員手当等	保険料	諸謝金
		旅費	消耗品費	印刷製本費
		会議費	通信運搬費	雑役務費
		借料	委託費	備品費
		改修費 (軽微なものに限る)		
	総事業費(B)	寄付金その他の収入額(C)	差引額(D)	
	基準額(E)	交付金所要額(F)	既交付決定額(H)	
補助率	交付金額(J)			
地域の実情と課題				
計 画 策 定 状 況	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に定める計画策定の有無	①計画有 (計画期間: 年度~ 年度) ②計画無 (策定予定有: 年度) ③計画無 (策定未定)	の中から選択	
事業内容	<p>【事業の概要】</p> <p>【スケジュール】</p> <p>【積算内訳】</p> <p>【今後の予定】</p>			
事業の成果目標の達成状況				

(注)

- 「事業実施報告」は、交付要綱第3条に定める区分ごとに作成すること。
- 「実績額」には、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施計画の対象経費支出額を記入すること。また、金額の根拠となる資料(精算書等)を添付すること。
- 「事業の趣旨・目的」には、実施要領別記第1の1及び2を通じて、達成できる目的や事業全体の構成の趣旨を記入すること。
- 「事業内容」には、個別事業名、個別事業の趣旨・目的、個別事業の実施期間、個別事業の支出額及びその積算内訳も適宜記入すること。また、区分(2)①の「子供等支援事業」だけを実施した場合は、実施要領別記第2の2ウ(イ)の「既存の連携体制の整備状況」についても記入すること。
- 「事業の成果目標の達成状況」には、事業の成果目標を踏まえた達成状況を記入すること。(区分(2)の事業を対象とするが、②の「連携体制整備」だけを実施する場合は除く。)
- 記入しきれない場合は、別様とすることも差し支えない、また、適宜参考となる資料を添付すること。

# 支 給 実 績 内 訳 書

1. 地方公共団体名 : \_\_\_\_\_

2. 区 分 : \_\_\_\_\_

3. 交付対象事業名 : \_\_\_\_\_

4. 交付対象事業等に要した費用及びその内訳

経費区分	事業費		備 考
	計画額 (円)	実績額 (円)	
報酬、給料、 職員手当等			
保険料			
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
会議費			
通信運搬費			
雑役務費			
借料			
委託費			
備品費			
合計	0	0	

5. 理由付記欄 (流用や計画と比較して著しく増減した費目がある場合等の理由)

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事

地域子供の未来応援交付金の事業実績報告の取りまとめについて

標記について、市町村（政令指定都市を除く。）の事業実施報告を取りまとめたことから、関係書類を添えて提出する。

（添付書類）

- 1 地域子供の未来応援交付金精算書（様式 1）
- 2 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告総括表（様式 2）
- 3 市町村分「地域子供の未来応援交付金の事業実績報告について（様式第 1 0）」



地域子供の未来応援交付金精算書

都道府県名

区分 A	総事業費 B 円	寄付金その他の収入額 C 円	差引額 D(B-C) 円	基準額 E 円	交付金算定基準額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金既交付決定額 H 円	交付金額 I 円	交付金受入済額 J 円	差引過不足額 J-I		備考
										超過額 K 円	不足額 L 円	
市町村事業合計												
(1)市町村名 (小計)												
(1)												
(2)												
(3)												
(2)市町村名 (小計)												
(1)												
(2)												
(3)												
(3)市町村名 (小計)												
(1)												
(2)												
(3)												
(4)市町村名 (小計)												
(1)												
(2)												
(3)												

- (注) 1 A欄については、市町村別に交付要綱別添1にいう区分別及び小計の金額を記入し、取りまとめた市町村事業の合計金額を記入すること。  
 2 C欄には、交付要綱第3条にいう寄付金その他の収入額を記入すること。  
 3 E欄には、交付要綱第3条に定める基準額を記入すること。  
 4 F欄には、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 5 G欄には、F欄の金額に交付要綱第3条に定める補助率を乗じて得た額を記入すること。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
 6 I欄には、G欄及びH欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 7 金額がない場合には「0」を記入すること。

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施報告総括表

都道府県名 \_\_\_\_\_

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業実施者	事業一覧			( 合 計 額 )
	1 ①実態調査・分析及び支援ニーズに応える資源量把握、②支援体制の整備計画策定	2 ①子供たちと「支援」を結びつける事業、②連携体制の整備、③地域ネットワーク形成のための市町村関係職員その他の支援活動従事者等を対象とする研修事業	3 つながりの場づくり緊急支援事業	
( ) 市・町・村				
実績額	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円
( ) 市・町・村				
実績額	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円
( ) 市・町・村				
実績額	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円
( ) 市・町・村				
実績額	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円
( ) 市・町・村				
実績額	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円	( 円) 円

(注)

- 1 市町村事業について、全て記入すること。
- 2 「事業一覧」には、別紙様式第10様式2-2各実施報告書に記載した個別事業名及びその概要を記入すること。
- 3 「実績額」には、市町村事業の個別事業の交付金所要額を記入すること。交付金所要額合計が既交付決定額を上回る場合は、既交付決定額を上段括弧書きすること。

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事  
指定都市の長  
市町村の長

地域子供の未来応援交付金に係る消費税控除仕入税額報告書

年 月 日付け 番 号で 交付の決定（又は変更決定）通知がありました交付金  
について、地域子供の未来応援交付金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下  
記のとおり報告します。

記

1	地域子供の未来応援交付金交付要綱第 1 3 条の規定による交付金額の確定額 （年 月 日付け 番 号 による交付金交付決定額）	金	円
2	実績報告時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 （3 - 2）	金	円

（注） 事業実施主体ごとの内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

番 号  
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

都道府県知事 }  
指定都市の長 }  
市町村の長 }

地域子供の未来応援交付金概算払請求書

年 月 日付け 番 号 をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記により金 千円を概算払によって  
交付を受けるため、地域子供の未来応援交付金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

年 月 日現在

区分	交付決定済額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残高 $A - (B + C)$	事業完了予定 年 月 日
地域子供の未来 応援交付金					

別紙様式第14

地域子供の未来応援交付金調書

年度内閣府所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち交付金相当額	支出済額	うち交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。